

# 独立行政法人国立国際医療研究センターにおける財政投融资の活用

独立行政法人国立国際医療研究センターは、感染症その他の疾患等に係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患等に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としています。

また、その業務に必要な資金の調達手段として、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律において、財政融資資金の借入が認められています。

## 国立国際医療研究センターの資金の流れ

